

産業構造審議会保安分科会火薬小委員会  
第2回産業火薬保安WG・第2回煙火保安WG  
(合同開催)  
議事録

商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官付

産業構造審議会保安分科会火薬小委員会  
産業火薬保安WG・煙火保安WG  
第2回合同WG

議事次第

1. 日 時：平成27年4月30日（木） 10：00～12：00
2. 場 所：経済産業省別館1階 114各省庁共用会議室
3. 議 事：
  - (1) 火薬類の技術基準等の見直しについて
  - (2) その他

○事務局（吉野監理官） おはようございます。定刻より1分ほど早い時間でございますが、委員の皆様方がおそろいになられましたので、ただいまより産業構造審議会保安分科会火薬小委員会産業火薬保安ワーキンググループ及び煙火保安ワーキンググループの第2回合同ワーキンググループを開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、皆様ご多忙のところ、また連休のはざまの日にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、加藤委員のご代理の出席をいただいているほか、全員ご出席いただいております。定足数を満たしております。

なお、本日の会議につきましては、公開によりとり行われること、配付資料、議事録等につきましても原則公開させていただきますことをあらかじめご了承くださいようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、煙火保安ワーキンググループ及び合同ワーキンググループの新井座長より一言ご挨拶を頂戴したく存じます。よろしくお願いいたします。

○新井座長 新井です。よろしくお願いいたします。おはようございます。

前回のワーキンググループから始まっておりますけれども、火取法が現状の技術の発展や環境の変化に応じて必ずしもベストフィットしていない部分を見直していくということ、それを法改正という大上段に振りかぶるのではなくて、単打でつなぎながらという感じでしょうか、でも着実に前に進めていこうという新しい動きの中で皆さんにはお願いしております。

本日は技術基準等の見直しの推進ということで、製造の技術基準の見直しと性能規定化、それから火薬・爆薬の範囲の考え方、軽微な変更の範囲について、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。

○事務局（吉野監理官） ありがとうございます。

続きまして、産業火薬保安ワーキンググループの三宅座長より一言ご挨拶を頂戴いたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○三宅座長 ご紹介いただきました三宅です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も、前回のワーキングに引き続きまして、合同ワーキングということで行いますので、皆様のそれぞれのご専門の立場から忌憚のないご意見をいただいて、先ほど新井座長からお話がありましたように、できることから着実に進めていくというステップで進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（吉野監理官） ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、合同ワーキンググループ、新井座長にお願いしたいと思います。新井座長、よろしくお願いいたします。

○新井座長 それでは、ここからの議事進行は私のほうで行ってまいりたいと思います。

まず、議事に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（吉野監理官） お手元、黒いクリップどめで資料をお届けしておりますが、まず座席表、そして議事次第がございます。議事次第の下半分に配付資料の一覧を記載しております。その後、2つのワーキンググループ、煙火保安ワーキンググループ及び産業火薬保安ワーキンググループの委員名簿をつけさせていただいております。資料1といたしまして、パワーポイント、A4横の「火薬類の技術基準等の見直しについて（討議資料）」と銘打ったものがございます。次に、資料2-1といたしまして、A3横の広げた表のものがございます。「技術基準の目的の検証及び目的を達成する手段の検証のための基礎資料（事務局試案）」と称しているものでございます。その後、資料2-2といたしまして、A3横の表状のイメージ図の1枚のものがございます。その後、資料3といたしまして、A4横置き表のものがございまして、「火取法技術基準等の見直し要望リスト（案）」と表題をつけているものがございます。以降、参考資料が1、2、3、4と4種類つけさせていただいております。

配付資料は以上でございますが、何か足りないものがございましたら事務局のほうにお知らせ願います。

○新井座長 資料のほうは大丈夫でしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

最初の議題は、火薬類の技術基準等の見直しについてです。本日、テーマは3つございます。最初に当面の検討スケジュールの説明の後、それぞれのテーマに区切って議論をしたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○事務局（吉野監理官） それでは、資料1に基づき、当面の検討スケジュールと1番目のテーマについてご説明を申し上げたいと思います。

まず、資料1を1ページおめくりいただきますと、右下にページ番号がございますが、2ページでございます。技術基準等の見直しに係るワーキンググループ検討事項というこ

とでございまして、1番目としまして当面の検討スケジュール案、ただいまよりご紹介申し上げる3ページ目のイメージ図でございます。

2番目といたしまして、技術基準等の見直しの推進について、①製造の技術基準の見直し・性能規定化、②火薬・爆薬の範囲の考え方、③軽微変更の範囲と、本日のワーキンググループでご議論いただくべく事務局のほうで資料をご用意させていただいているものでございます。

また、3番といたしまして、リスクの大きさに応じた規制の実現について、5月に既に日程を調整させていただいているところでございますが、①適用除外火工品等、②製造・消費の範囲、無許可製造・消費、③火薬庫の占有義務、庫外貯蔵の整理といった形で議論を進めさせていただきたいと考えておりまして、3ページ目をご覧くださいいただければと思います。

年末ないしは年度末までの全体の進め方ということで、事務局としてこのような形でどうか考えているものでございます。3月の頭に本合同ワーキンググループ第1回目を開催させていただきまして、いろいろコメントをいただいたところでございます。それを踏まえまして、3月に火薬小委員会でもご紹介申し上げまして、議論いただきました。その際、大きく1、2、3と分けまして、新技術・新市場の普及・拡大への対応として、技術基準等の見直しを推進していく。また、(2)といたしまして、リスクの大きさに応じた規制の実現といったようなところで、適用除外などの議論をしていったらどうか。大きな2番目といたしまして、自主保安の高度化の支援、また大きな3番目といたしまして、規制にかかるコストの最適化というような形で整理をさせていただいたところでございます。

この中でも、より詳細かつ専門的な議論が必要と考えられるもの、また、優先順位が高いと考えられるものとして、1.の(1)技術基準等の見直しと(2)リスクの大きさに応じた規制の実現というところを、ワーキンググループ(4月・5月)と枠で囲っているところでご議論いただければと考えているところでございます。

その後、6月に火薬小委員会を再び開催させていただきまして、中間整理という形でそれまでご議論いただいた内容を一旦まとめさせていただきたいと考えておりますし、また、2番目の自主保安の高度化の支援、3番目の規制にかかるコストの最小化といったところに関しましてもご議論いただきまして、その後のワーキンググループ内での議論の進め方について小委員会のほうからサジェスションさせていただきたいと考えているところでございます。

また、その際、技術基準等の一部につきまして議論がある程度進捗するものがございましたら、下のほうの矢印でございますが、適宜、省令改正の具体的な我々のほうの作業に入っていきたいと考えているものでございます。また、かなりの部分は業界団体などいろいろな調査でございますとか整理のお願いをすることになろうかと思っております。本日ご議論いただいた結果を踏まえまして、そのような要望をすることになろうかと考えております。7、8、9月とそのような作業を団体の方々と私どもで進めていきたいと考えておりました、10月、11月といった秋口に入りましたら、事務局や業界での調査、作業等を踏まえまして、その成果に基づきまして再び皆様方のご意見をいただきたいと考えており、年末以降に中間まとめという形で技術基準等の見直しの検討結果や、それまでに全てが検討できるわけではないと考えておりますので、その後のさらなる検討スケジュールなどについて検討していったらどうかということで考えております。

また、下のほうへの矢印でございますけれども、議論が煮詰まったものから逐次、省令等の改正に入っていきたいと考えているものでございます。

続きまして、本日、3つのテーマのご議論をお願い申し上げるうちの、製造の技術基準の見直し・性能規定化の部分に関してご説明申し上げます。パワーポイントの4ページ、また資料2-1と資料2-2をあわせて使いながらご説明させていただきたいと考えております。

製造の技術基準の見直しの考え方ということでございますが、iのところを書いてございます、その後、1、2、3、4、5と5つぐらいのプロセスがあるのかなと考えております。

まず、技術基準の目的の検証ということでございます。個々の技術基準は昭和30年代等に整備されたものが多いわけございまして、何のためにその技術基準があるのかをまず確定していくことが非常に大事な作業であろうと考えております。そのために、まず、個々の技術基準を、号ごと、ないしは号の中のさらに文ごとに目的を検証していくという作業をしたいと考えております。

資料2-1をお手元にご用意いただければと考えてございます。こちらの1ページ目は、省令の第4条第1項関係、いわゆる製造施設の構造、位置、設備の技術上の基準を列挙したものでございまして、一番左に第4条第1項、その後の1号、2号、3号という号別に欄を区切ってございます。この号ごとに、まず目的の検証をしていこうではないかということでございまして、縦軸が号になっておりまして、横のほうは技術基準の目的などを記

載しているものでございます。

例えばでございますが、号の横には製造の技術基準の項目が表題として書いてございます。1号のところは警戒標識、危険区域の設定等ということでございまして、それがどういったところを対象としているのかということで対象物、そのさらに右の欄のところに、現在検証しようとしている技術基準の目的の種類という形で書かせていただいております。さらにその中を2つに区切りまして、発火・爆発発生時の被害抑制策としてあるのではないかと。また、もう1つとして、火薬類の発火・爆発の防止策としてあるのではないかとといったような形で分けさせていただいているものでございます。

被害抑制策のほうが、いわゆるハザードへの対策というような側面が強いかと思っておりますし、爆発防止策といったほうがリスク発生確率の抑制策というような側面が強いかと考えているものでございます。この爆発防止策の中も、直接的な火薬類の発火・爆発防止策といたしまして、火気・熱、摩擦、衝撃、静電気、その他が大きな項目として考えられるというようにして欄をつくっておりますし、その他の間接的な防止策といたしまして、いわゆる外部火災の防止などがあるかと考えて欄をつくっております。

このような整理をした上で、そのすぐ右の技術基準の目的の検証といったような形で、具体的に技術基準がどのような目的のためにつくられているのかというのを記載していこうと考えておまして、さらにその右に、技術基準の廃止の検証結果とその理由といったような形で、その他の欄を設けさせていただいているものでございます。

この目的の検証の中で、資料1のほうにお戻りいただきますと、4ページの技術基準の目的の検証の中に、括弧書きでございますが、時代に合っていない基準は廃止（または統合）、また、目的に照らし、規制対象等を絞り込みといったことを書かせていただいております。やはり社会情勢、技術の進歩などに伴いまして有効性が薄れてきたものに関しましては、ここで廃止が可能かどうかといったようなことを検討していきたいと考えております。

また、目的に照らしましてといったところは、本来の目的を超えて、例えば、液体の運搬を考えたであろう、構内の通路の勾配規制といったものがございまして、これは液体のニトログリセリンなどの運搬のときだけのことを考えているということなのであれば、それはそのようなところだけに限定すればよくて、ニトログリセリンなどをつくっていない工場に関しては対象から外すこともあろうといったようなことで、規制対象をもう一度見直すといったようなことの検証があろうかと考えているものでございます。

そして、パワーポイントの2でございますが、目的を達成するための手段（技術）の検証という形で、現在、技術基準の中には仕様規定的に手段や技術が個別具体的に列挙されているわけでございますが、その手段の内容が陳腐化していないか、他の代替手段が出てきていないかといったようなことを検証していきたいと考えているものでございまして、このA3のほうにもその欄を設けているものでございます。

そして、パワーポイントのほうでございますが、3番目といたしまして、技術基準の統合の適否の検討という形でございまして、目的が同じであるとか、施設、機械が同じであるといったようなものに関しましては、ある程度統合ができるのではないかと考えているところでございます。例えばでございますが、資料2—2のほうをご覧くださいいただければと思います。

色が入っている表でございますけれども、横軸のほうは先ほどいった技術基準の目的の種類で欄が区切っております、縦軸のほうは施設や設備、ないしはその施設、設備のさらに細かい内容で切っております。このような形で、縦横の升の中に、個々の技術基準の目的とそれが対象としている施設、設備との関係から、個々の技術基準がこのような形で整理されていくと考えてございます。これは全てではございません。一部だけを記載させていただいているものでございますが、例えば施設の工室等全般の右を見ていただきますと、床面の鉄類禁止、床面の鉄類禁止といったものが書かれておりまして、また、ドア・窓の金具の鉄の使用禁止といったような形で、建屋の床や壁の構造に関しまして規定しているようなところがございます。このような考え方は、吹き出しの統合の考え方の②のところでございますが、こういう施設ごとに、また目的ごとに個別に記述するのではなくて、ある程度統合していくことが可能かもしれないと考えているものでございます。

その他、その下のところに統合の考え方①というのがございますが、逆に、火気とか衝撃とか摩擦という目的で大きなくくり方としてくくっていくことも可能なのかもしれないと考えているものでございます。

また、統合の考え方の③でございますが、この縦横の整理上は何カ所かにばらけるものでございますけれども、例えば静電気に対する機械類への規制といったものでございまして、若干位置がばらけているものであっても、統合していくことが可能ではないかと考えているものでございます。

このような形で、パワーポイントの4ページにお戻りいただきますと、統合の適否もあわせて3番として検討していきたいと考えているものでございます。

その後、4番目といたしまして、判断基準、例示基準の作成の可能性等の検討ということでございます。実際、性能規定化なり統合なりがある程度可能というような見通しの感触を得られたときに、その性能規定に関しまして、従来の仕様規定の中にあっただけではなく、その他の新しい代替技術、代替の手段などに関しましても例示基準として列挙してお示しすることが可能かどうか、また、さらなるご提案があったときに、それが適切かどうか判断するための判断基準がつかれるかどうかといったようなところも性能規定化の非常に重要なポイントでございますので、判断基準、例示基準がどのようなものになりそうかといったところのフィージビリティを検討したいと考えているものでございます。

そのようなプロセスを経まして、最終的に技術基準の見直し、性能規定化といったようなところで、この1、2、3、4、5のプロセス、若干行ったり来たりといった手戻りもあるかと思いますが、このような大きな流れで進めていってはどうかと考えているものでございます。

加えまして、次の5ページ目にお進みいただければと思います。先ほど申しました技術基準の廃止または統合が可能ではないかというところでございますが、廃止または統合の考え方でございます。今の時代に合っていない基準は廃止してもよいのではないかとということでございまして、幾つか例示させていただいております。例えば、現在使用されていない技術・設備に対する技術基準。危険工室の内面が土やしっくいであった時代を反映した技術基準などに関しましては、廃止してもいいのではないかとといったようなこと。また、静電気に関しましては、依然として火薬類の大敵でございますが、工室の入り口で静電気除去棒をさわるというのは、実は今の知見では意味がないとされているところでございますので、静電気除去設備をつくるという意味での技術基準はやはり廃止していいのではないかと。また、今の時代、社会常識として規制するまでもない、酒気帯びの禁止といったようなものも廃止していいのではないかとといったようなことがあろうかと考えております。

その他にも廃止してよい技術基準の類型なり考え方があれば、是非ご指示いただければと考えているものでございます。

また、次のiii、技術基準の統合の適否の考え方は、先ほど申し上げましたような大きな3つのやり方、またその他の考え方もあろうかと思っておりますので、その辺に関しましても是非コメントをいただければと考えているところでございます。

最後、次の6ページ目、作業の進め方ということでございます。先ほど全体スケジュール

ルの中でも、業界の団体の方々にもいろいろお願いすることがあろうかと申し上げましたが、技術基準を先ほどの資料2—1のような形で整理していく際に、やはり実態調査が必要なもの、実際にその技術基準を実現するために各事業者の方がどのような形で対応されているのか確認する必要があるものに関しましては、火薬工業会等へ調査をお願いするといったことを考えているところでございます。

また、先ほど、運搬通路の勾配の規制が、どのようなものを運搬するとき、どのような手段で運搬するとき、また運搬の際のどのような事故を懸念してこういう基準があるものなのかといったようなところは、必ずしも事務局では十分判断し切れないものが多くございますので、そのようなものはワーキングの先生方でございますとか、その他火薬の専門家、研究者の方々に個別にご相談申し上げていきたいと考えているものでございます。

また、具体的に技術基準上の規制値に関して検討するといった場合は、やはりデータが必要となりますので、そのような場合は行政のほうで実験などをするのか、研究機関などをお願いするのかといったことはあろうかと思いますが、データの取得をまず検討していくという形で進めていこうと思っております。

その他、先ほどご紹介申し上げたように比較的判断が容易なもの、事務局の知見の中でもある程度案の作成ができるものに関しましては、順次見直しに入っていきたいと考えているものでございます。

製造の技術基準の見直し・性能規定化に関しましては、以上のような進め方をしていきたいと考えております。特に資料2—1の目的の整理の仕方や進め方などに関しまして、いろいろ皆様方からご議論いただきますと幸いです。

以上でございます。

○新井座長　ありがとうございます。本議題に関しましては、フリーディスカッションとなります。皆様からの忌憚のないご意見、あるいはご質問等も含めて、よろしく願います。いかがでしょうか。どうぞ。

○狩山委員　いきなり後ろのほうの話題で恐縮なのですが、酒気を帯びて作業しないことというのを今後見直そうというお話だったのですが、これは製造基準の他に、消費の基準にもこういう記載があるのですけれども、消費の基準のほうもあわせて見直しをされる予定なのでしょうか。

○事務局（吉野監理官）　消費の基準もいずれ見直しの対象にしたいと考えているところでございますが、技術基準も製造の技術基準、貯蔵の技術基準、消費の技術基準という

のが大きな分類としてあるわけでございますが、まず製造の技術基準のところから入っていききたいという考え方でございます。

酒気帯びのところに関して、製造のところを変えたことによって消費の酒気帯びのところも同時並行的に変えるというのは、やはり消費の技術基準全体を見直さなければいけないと思っていますので、冒頭のスケジュール案でお示しした中でいうと、少し先のほうの話になるのではないかと考えております。

○狩山委員 そのことなのですけれども、酒気帯びの基準は削除してしまわれるのでしょうか。それとも、何か表現を変えて残されるというご予定なのでしょうか。

○事務局（吉野監理官） 今後の議論次第ではございますけれども、現在、5ページのところで私どもが例として挙げさせていただいた意図といたしましては、これは削除でもよろしいのではないかと考えております。

○狩山委員 その関係で、やはり製造のほうは削除しても大丈夫なのかもしれないのですけれども、お酒というのは火薬の業界の、例えば煙火などとは割と深い関係があると聞いています。実際に私も現役のころに、約15年前ですが、花火大会で主任の一番ボスの人がかなり酔っ払っていたということもありました。それであれば、全く削除するのではなく、例えば液化石油ガス法の業務主任者の職務等の法令の規定の中に、業務主任者は誠実にその職務を行わなければならないというような表現があるのですけれども、その程度の表現を残していただければ、酒気を帯びてというような具体的な表現でなくても、全体的に真摯に仕事に当たるということを残していただけたらよろしいかなと思います。

○事務局（吉野監理官） 貴重なご意見ありがとうございます。

○新井座長 他にいかがでしょうか。どうぞ。

○佐久間委員 同じく5ページの例示であります、静電気除去設備、工室の入り口に放電棒もしくは放電バー、私は火薬メーカー出身ですが、入ったときから、しつけとして必ず放電棒、もしくは放電バーを握って工室に入れと。見学者の方々にもそういうことでお願いしていると。しかしながら、履物次第によっては人体に帯電しますので、結局効果がないよねというのも現実問題として分かっているつもりなのですが、他方、しつけの問題として、やはり火薬類を取り扱う者にとってそういったことを意識させるという習慣づけというのも大事だと思います。

したがいまして、例えば仮に工室の入り口に静電気除去設備は要らないよとなったときに、多分、今、どの火薬メーカーさんもついていると思うのです。それはもう必要ないか

ら取り外せとかそういう議論ではなくて、あるものはちゃんとやってくださいよという理解でよろしいのですよね。

○事務局（吉野監理官） 意識づけも非常に大事な保安の対策でございますので、そのような位置づけで今後も保安規程の中で各事業者が明記するというのは大いにあることで、その辺も含めて是非ワーキングのほうでご議論いただければと考えております。

○佐久間委員 分かりました。ありがとうございました。

○新井座長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。どうぞ。

○三宅座長 今の佐久間委員のお話、非常にもっともだと思いますし、私もその考え方は賛成なのですけれども、要は、技術基準ですとかこういった文章に残るということは、最低限のリクワイアメントを示しているということですから、事業者であるとかそれぞれの組織でもってプラスアルファの安全対策をとるということは当然問題はないということですね。

そもそもが、この技術基準の見直し自体は、別に規制緩和という話ではないわけですよね。だから、何らかの形で緩和したり緩めたりということではなくて、より適切に、時代に即した形での規制とか基準をもう一度考えてみようということ、そういう理解でいいわけですね。

○事務局（吉野監理官） さようでございます。もちろん、静電気対策は決してないがしろにできないものだというのでございますので、その中で個別具体的に、入り口にこういった静電気除去設備をつけろと規定しているということをどう考えるかということ、是非皆様からご意見をいただきたいということでございます。

○新井座長 他にいかがでしょうか。どうぞ。

○成澤委員 東京都の成澤でございます。東京都のほうで火薬類取締法の運用をしている立場から意見を言わせてもらいます。

資料1の4ページに技術基準の性能規定化であるとか、その1つ前の例示基準の作成の可能性の検討というところなのですけれども、そもそも技術基準の性能規定化というのは時代の変化に対応していくため、即応していくために必要だと考えております。

ただ一方で、新たな技術であるとか火工品とか、明確な仕様の規定がない中で、性能規定を満たしているかどうか判断するというのは、実は現場としては非常に難しい問題だと考えておりますし、もちろんそれは行政だけではなくて、業界としても一定のレベルが必要なものだと考えております。東京都でも正直、ベテランの職員がだんだん少なくなって

いく中で、どうやってスキルの伝承をしていくかというのは課題です。

また他方で、幾つかの都道府県では既に特例条例で都道府県の業務を市町村におろしている。実際に消防がその業務を担っているであるとか、地方分権の流れの中で指定都市への権限移譲というのも今後進んでいくということで、今後、法の運用を担う自治体の数がどんどん増えてくる。これまで経験していないところが担うことになっていくという状態の中で進めていかなければいけない。そうすると、どうしても許認可事務の件数が少ない中で、経験しない中で対応していかなければいけないということで、そういう経験値の積み上げが難しいであるとか、事例の共用化をしにくい状況が出てくるのではないかということ懸念しております。

ですので、技術基準の性能規定化を真に機能させていくためには、この4ページに書いてあるように、例示基準の作成の可能性の検討ということで、まずベースとなる例示基準をしっかりとつくっていただくとともに、先日の保安分科会の中で神奈川に加藤委員が発言されていたのですけれども、経産省といたしましても、法の担い手の育成に是非、力を注いでいただきたいというところでございます。

例示基準を一旦つくって終わりということでは決してなくて、その後、運用上の判断は自治体任せとならないように、自治体ごとの経験値の差によって運用上の判断に差異が生じたり、それが保安レベルの差になることのないように支援をお願いしたい。具体的には、例示基準を一旦つくった上で、新たなものへの対応についてはさらなる例示規準化、個別の事象の疑義照会に対する責任ある回答でございますとか、いろいろな懸案事項についてのブロック会議等での議論、提言等をデータベース化して、フィードバックしていただくとか、そういった形で法の円滑な運用に支援をいただきたいというところをお願いしたいと考えております。

○事務局（吉野監理官）      ありがとうございます。私どもといたしましても、自治体の皆様方のスキルアップに関しまして、研修をさらに充実させていく、ブロック会議のほうも今後しっかり展開していくといったようなことで、ご趣旨に沿った対応をしていきたいと考えているところでございます。

○新井座長      はい。

○佐久間委員      話が飛びますけれども、軽微な変更の工事にかかわる質問なのですが、今日配付していただいた資料の一番最後のほうの、参考資料4の火取法の対象になる火薬類の裏側に、軽微な変更の工事というご説明がございます。これは法と規則でそれぞれ省

令で定めたもの、製造施設、あるいは火薬庫等について適用された条文だと理解しておりますけれども、現状の考え方を申し上げますと、暖房、照明等々ありますが、要は、それを取りかえるときに同じ仕様で取りかえる、あるいは若干仕様が変わることもありますが、その範囲が、メーカーにとってみると、例えば暖房設備とかありますよね。そうすると、型式がもうないと。だから、こっちのほうが今あるよ。安全度はこうだよというところ。

あるいは、火薬庫にとってみますと、警鳴装置がございますが、もちろん今最新の警鳴設備等もございますが、事業者さんによっては非常に古い装置で苦労しておられる。そうした場合に、例えば変えると。警鳴装置は同じなのだけれども、機能は性能アップしているのだけれども、型式が違うよね。型式が違ったら、いわゆる変更の認可申請をやらなくてはいけないのかとか、当事者にとって非常に悩ましい部分があるのです。

ですから、軽微変更の中で性能規定というのでしょうか、そういったところで、性能が劣化するのでは困りますけれども、同等もしくはそれ以上については軽微な変更でいいよとか、そういった議論もなされていていいのではなかろうかと思っております。

質問は以上です。

○事務局（吉野監理官） 軽微変更については、本日3番目のテーマのほうでより具体的にご議論させていただきますが、ご趣旨はごもっともだと思いますので、受けとめてやってまいりたいと思っております。

○佐久間委員 失礼しました。

○新井座長 1番目の話題について、他にいかがでしょうか。よろしいですか。はい。

○佐久間委員 それでは、もう1つ、よろしいですか。先ほど狩山さんからもご質問ございましたが、危険区域内での酒気帯び作業禁止、今、火取法に明確に規定されておりますが、確かに時代の趨勢を考えると、どの法律も酒を飲んで作業したらいかんというのは当たり前の話なのですが、しかしながら、現実には、メーカーのことでいいますと、そういったことは作業者の管理上、大事なことなのです。これはどの業界でも同じだと思います。

そうした場合、これが例えば火取法の中から抜けるとなりますと、やはり自主保安という観点からそれぞれの危害予防規程の中できちっと規定して、自主保安を維持することになるのではなかろうかと思っております。したがって、危害予防規程も認可が必要なのですが、法を削るということは、簡素化することは結構なのですが、逆に自主保安というのがメーカー、消費者に求められるわけですから、そこは危害予防規程等でき

ちっと担保してくださいよという話になるのかなと私は今思っております。

以上です。

○事務局（吉野監理官） 逆に危害予防規程の中で取り組むべきこと、記載すべきことなどに関しましても、そのような影響があるかと思しますので、そのような観点も含めまして、この廃止なり統合なり見直しといったようなものの考え方を整理してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○新井座長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見を一通りいただきましたので、次のテーマについてお願いいたします。

○事務局（吉野監理官） それでは、資料1をご用意願います。7ページでございます。火薬・爆薬の範囲の考え方ということでございまして、7ページ目が火薬類取締法の規制対象とする火薬・爆薬の考え方というものと、9ページにiiといたしまして、貯蔵時の火薬と爆薬の薬種による区分の考え方ということで、さらに2つのテーマに分けて資料をご準備しているものでございます。

まず7ページ、1番の火薬類取締法の規制対象とする火薬・爆薬の考え方のところでございます。

火薬類取締法の対象としている火薬類の考え方でございますけれども、法制定時の資料などをひもときますと、また、その後の運用の実態を踏まえますと、世の中、爆発的な燃焼が起こる火薬・爆薬というのはいろいろあるわけでございます。ただ、その中のうち火薬類取締法は、工業的に製造・使用されているものを対象とするという形で法の中に具体的に書いてございますし、また、法制定時以降の技術、社会情勢の変化に対応するために、さらに火薬・爆薬をそれぞれ省令で追加指定できるようにしているところでございます。

火薬と爆薬の区別は、火薬を推進的爆発の用途に供せられるものといったものとしておりまして、爆薬を破壊的爆発の用途に供せられるものというように法律上は書いてございますが、科学的ないしは工学的には、燃焼速度が音速を超えるか超えないかということで、衝撃波を超え破壊力が非常に強い場合を爆薬と呼ぶことが一般的というように理解しているところでございます。

8ページにお進みいただければと思います。実際、火薬として典型的なものは黒色火薬でございます。その他、その後、火薬・爆薬として追加されているものは、昭和20年代、30年代、40年代にはかなり盛んに行われてきたところでございますが、昭和48年、また平成2年を最後といたしまして、その後は行われていないという状況でございます。実際に

火薬・爆薬の技術がかなり成熟いたしまして、新たなものが出にくくなっているという側面はあろうかと思いますが、もう20年近く火薬・爆薬の追加が行われてきていないという状況に鑑みまして、その下のところでございますけれども、昨今の火薬・爆薬の製造・使用状況に鑑み、指定の追加、または変更すべきものはないかということでございます。

追加という意味では、工業的に火薬・爆薬として使われてきているものがあるのであれば、そういったものを検討するというのはあろうかと思っておりますし、また、変更といいますのは、例えば爆薬として指定されているものがございますが、他の物質との混合などによって通常の取り扱いでは爆ごうしないということがかなり明らかになってきているもので、推進的爆発、いわゆる火薬として使っているものがあるかと考えております。そういった火薬と爆薬のグレーゾーンにあって爆薬として取り扱われているものなどに関しましては、国連輸送分類なども参考にしながら、火薬という形に取り扱えるものは取り扱っていったほうがよろしいのではないかとといったような観点で、ここで皆様方のご議論をいただきたいと考えているものでございます。

続きまして、9ページ以降、もう1つ、貯蔵時の観点に関しましてご議論をお願いしたいというものでございます。

製造の技術基準は火薬と爆薬を各薬種ごとに区分いたしまして、最大停滞量でございますとか、作業に携われる最大の人員数などを事細かに規定させていただいているところでございますが、貯蔵火薬庫に関しましては、大きく火薬と爆薬の2つの種類の区分だけでございます。昭和20年代、30年代の火取法の制定整備時、爆薬はほとんどが、いわゆるダイナマイトと軍用のTNTということであったと考えてございますが、その後、技術の進歩などによりまして、現在、国内で流通しております爆薬のほとんどは、いわゆる硝安油剤と含水爆薬の2種類でございます。もちろん、この両者を使うために若干ダイナマイトも使われているわけでございますけれども、硝安油剤と含水爆薬しか貯蔵していない火薬庫が非常に多くなっているというのが現状でございます。そして、硝安油剤と含水爆薬は、従来のダイナマイトやTNTに比較いたしまして、数割程度爆発力が低いということが知られてきているところでございます。

また、ダイナマイトやTNTに比べまして硝安油剤、含水爆薬は爆発をする条件が非常に厳しい、爆発しにくいという性質もあろうかと思えます。したがって、一番下のポツのところでございますが、硝安油剤爆薬と含水爆薬のみを貯蔵する場合は、新たな区分を設けて、保安距離等の規制値等を設定することが適切ないしは可能なのではないかと。

た、そのようなことをした場合に、爆発の影響を比較する指標、爆風圧、爆ごうの有無、保有エネルギー等々の考え方がございますが、そういった指標やその指標の確認手法としてはどのようなものがあるのかといったことを、是非皆様方からコメント、ご議論いただければと考えているところでございます。

②のテーマ、火薬・爆薬の範囲の考え方に関しましては以上でございます。

○新井座長　それでは、本テーマにつきまして皆様からご意見をいただきたいと思えます。どうぞ。

○加藤委員（長谷川代理）　神奈川県工業保安課なのですけれども、先日、私どものほうに火薬類の輸入許可申請がございまして、RDXを使用したガス発生剤なのですが、火薬として申請をしてきたという例がございました。先ほどの例にあったとおり、通常取り扱いでは爆ごうしないというような説明をされていたのですけれども、結局、いろいろやりとりした結果、爆薬として申請をし直させたという例がございました。火薬と爆薬では貯蔵や運搬など取り扱いが大きく変わってきますので、これで輸入の円滑な手続にちょっと支障があったという案件がありました。

結局、少量の火薬や爆薬を用いた安全装置などに用いられる火工品につきましては、その目的から積極的に普及を図るべきだろうと思えますけれども、ただ、その実用化に向けて安全性の確保、確認のための試験などの実施にどうしても時間がかかるということがあろうかと思えますので、よりスピード感のある対応を望むところでございます。

以上です。

○事務局（吉野監理官）　ありがとうございます。

○新井座長　どうぞ。

○日吉委員　科学警察研究所の日吉です。今の件にも若干関連するのですが、前回ちょっとお話ししたかもしれないのですが、主に爆薬なのですけれども、爆薬の分析用のスタンダードソリューションとして売られているものがあるのですが、確かに爆薬の濃度は非常に低いのです。輸入物なのですけれども、結局、溶媒がほとんどだということで、現状ではそれは有機溶媒として輸入の許可が、どこでか分からないのですが、おりてしまっていて、そういう扱いもどの程度明確にすべきなのか、私もよく分からないのですが、やはり含まれている以上は、本来ならば火薬類に該当するのかもしれないのですが、実情として、そんなに薄いソリューションですと、まず爆ごうなんてしないです。溶媒は燃焼しますから……そうですね、燃焼はするのですけれども、火薬類のかな、

どうかなというのがちょっと疑問に思っているところではあります。

○事務局（吉野監理官） 溶媒に溶け込んでいるものはいろいろございまして、現状でも濃度によりまして火薬類取締法の対象とするかしないかというのを判断させていただいているものでございます。というのも、化学用の原料といたしましてそのようなものが流通しているという現状を踏まえて、もし溶媒を飛ばして濃度を上げて一定の濃度に達した場合には、その行為自身がいわゆる火薬類の製造に当たるということで整理させていただいているものでございます。

○新井座長 他にはいかがでしょうか。どうぞ。

○河野委員 煙火協会の河野でございます。今ご説明していただきましたところでは、産業火薬がほとんどでございまして、私どもの煙火の世界になりますと、先ほどおっしゃいました推進的用途、爆薬的用途ではなくて、どちらかというと鑑賞の用途という世界に入ってきます。例えば先ほどのロケット推進薬とかそういうもろもろではなくて、我々は煙薬、つまり煙の火薬とか、こういうもので爆薬の扱いなど微妙なところがございまして、こういうところにももう一步奥へ進んでいただいてやっていただくと、ありがたいなと思います。

それから、貯蔵区分のところ、これも爆薬、火薬だけではなくて、いわゆる火工品が非常に乱雑しておりまして、うまくその辺もこの議論の中に入れていただくと、船舶信号とか信号焰管などもこの中に入ってくると思いますので、是非そういうところまで踏み込んでいただくと非常にありがたいなと思っております。

以上でございます。

○事務局（吉野監理官） より具体的な薬種などもまたいろいろ勉強させていただいて、考えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○新井座長 どうぞ。

○狩山委員 今までの議論とは少し違うお話なのですが、新しい火薬に類似するものを事業者さんが仮に開発して、それを事業化したいというようなことが神奈川県でも数年前にあったのですけれども、そのとき対象となるかどうか、火薬なのか違うのかという議論になって、それをどこが判断するのかというと、やはり火薬類取締法かどうかの判断は、火取法を所管している窓口が判断せざるを得ないと思われまして。ですから、今後は権限移譲とかが進む中で、各窓口が判断していくということが望まれてくると思います。

その物質が単なる消防法の可燃物なのか、あるいは火薬類取締法の火薬に該当するのか

ということで、手続きも、それから検査の方法や準備するもの、事業推進面でかなりの差が発生すると思われまして、その判断に1年も2年もかかると、やはり事業そのものがついてしまうとか成立しなくなってしまう可能性もあると思います。なので、今までの議論は火薬か爆薬か、どっちかなという話だったのですが、それとは別に、火薬かどうかということについて検査をする方法、マニュアル、あるいは指針、検査方法などを明確に透明化というか、示していただけたらありがたいと思います。

その数年前の相談があった案件については、鉄管法とか幾つかの国際法で決められている、あるいは消防法で決められている幾つかの検査をしていただいて、その結果から、もちろん国のほうにもご相談させていただいて、これは広い意味では火薬の性質はあるけれども、火薬類取締法の法律の規制対象となる火薬ではありませんということで、消防法の可燃物として取り扱うということにそのときはなったわけなのです。

それに9ヵ月ぐらいかかってしまっていて、担当の私も知らないことが多くて大変だったのですけれども、そのときに、調べる方法すらない、何もマニュアルがないで、結局、国連法に基づく、どこか日本中に何冊しかないような本を調べたり、横文字のものを読みこなして、何とかここへたどり着くというような感じのことが発生しまして、是非この部分はマニュアル化などを図っていただいて、可燃物だね、火薬だねというのが簡便に分かる、そして、トワイライトゾーンの部分についてはさらなる検査をするなり、国へ相談をするなりの手続的なものも含めて準備していただけたら、ありがたいと思います。

○事務局（吉野監理官） 火薬・爆薬の判断ということでございますけれども、そちらのほう、私どものほうもご相談いただければ、できるだけ迅速に判断の対応をしてみたいと考えているところでございます。

一方、判定するための判断基準でございますけれども、物質の種類は非常に多岐にわたるものでございますので、全てに対応可能な形で判断基準をつくるというのは、非常に作業が大変で、膨大な作業になるかと思っておりますので、そちらのほうはさらにより効果的な方法を考えてまいりたいと考えている次第でございます。

○狩山委員 すみません。今のお話ですと、窓口で相談があったときに、都道府県レベルでは何もしないで、こういう相談がありましたということで国に相談をすれば、迅速に判断をしていただけるというように考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（吉野監理官） 火取法上の位置づけに関しましては、まず国のほうにご相談いただければ、私どもできるだけ早く迅速にご回答したいと考えております。

○狩山委員　　そうすると、私が最初に申しました窓口業務の中で、法令解釈権は国がおもちですけれども、都道府県、あるいは権限移譲されている市町は運用権を一応もっていて、相談を受けたときに一義的に判断するというようなことは必要ないということでしょうか。

○事務局（吉野監理官）　　まず、現在の法令に照らして該当するかしないかというのを個々の窓口でご判断いただくということは一義的、基本だと考えております。ただ、非常に判断が悩ましい事例ということでございますれば、それは国のほうに是非ご相談いただきたいと考えている次第でございます。

○狩山委員　　試験とかデータが不足ですというようなことはあり得るわけでしょうか。

○事務局（吉野監理官）　　それはあり得ると思います。また、そういったことも、できるだけ早くご相談して、できるだけ早く解決するためにも、できるだけ早い情報共有を自治体の方々と私どもの間でさせていただければ幸いということでございます。

○狩山委員　　食い下がるようで申しわけないのですが、火薬かどうかという判断はある程度難しいことはあると思いますが、私は専門ではないのですが、やはり大変基本的な検査方法があつて、それを幾つかデータを出すことで、かなりの部分は判断できるのではないかと思うのです。そのテストなりをある程度細かく、最終的にこの判断をするというマニュアルではなくて、入り口の部分は整備していただいて、その後はこういう手続をしましょうというようなものでも難しいのでしょうか。

○新井座長　　どうぞ。

○飯田委員　　産業技術総合研究所なのですが、前から、これは火薬類取締法の火薬・爆薬に相当するかというご相談を受けて、我々のほうで実験をやつて、これは火薬類の火薬・爆薬に該当しませんとか、該当しますという我々の意見を返してということを繰り返してやってきましたものですから、つまり、私は、火薬類取締法に該当するかどうかというのは経済産業省さんがやられて、そのときに我々が国の研究機関ですから相談を受ける立場にあるというように考えていました。だから、県のほうで判断されたというのは、私、初めて聞いたのですが。

そのときに、ですから、先ほど言われたようなある程度のマニュアルは我々はもっています。爆薬かどうかという判断は非常に簡単です。爆ごうするかどうかですから。ただ、火薬かどうか、火取法の火薬に該当するかどうかというのは、我々の試験だけでは判断できません。もちろん燃焼スピードですとかエネルギーがどれくらいあるかというのは判断基

準になるのですけれども、要は目的、それからテロ防止のほうの判断になるので、それはだから我々はデータを出すだけで、あとは経済産業省のほうで個別に一つ一つ判断していかざるを得ないという状況だと思います。ですから、火薬の判定のマニュアルは非常に難しいと思います。爆薬の判定のマニュアルは簡単にできると思います。

○事務局（吉野監理官） 今後、是非自治体の方々と連携して行政のほうを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○新井座長 どうぞ。

○日吉委員 今のお話にも若干関係すると思うのですが、今、県のほうで話が出ているというのは、新しい物質で産業的に使っていくから火薬かどうか認定してくれというお話だと思うのですけれども、例えば犯罪のほうで変なものが出てくるということもよくある話であって、それが火取法に該当するのかどうか、性能としては明らかに爆薬であるとか火薬であるというものもあるわけなのですが、今、私がお話を伺ったところ、テロ防止という観点でも産総研のほうでは試験されるということが今出てきたように思ったのですけれども、資料のパワーポイントの7ページの1ポツ目を見ると、制定されたときはあくまで工業的に製造・使用されているものという前提があつてのお話ですので、犯罪で出てきて云々、県で判断されるのは産業的にということでしょうけれども、今、やはりどうしても爆弾事件、テロ防止ということで考えなくてはならないことではありますので、私は本当は火取法に入れてもらいたいなと思っている物質が幾つかあるのですけれども、その辺は今後、この大前提である工業的にということをどう考えていくのか。工業的に、いわゆる産業に使わないようなものであれば、他の法律でやってくださいということなのか、その辺もちょっと議論していただければと思います。

○事務局（吉野監理官） 火薬類取締法の趣旨といたしましては、やはり工業的に、爆発する目的をもって輸入、製造、流通、そして消費されるものを基本的に対象としていて考えているところでございます。

飯田委員のお話にもございましたが、その一方で、流通段階に関しましても非常に厳しい許可制をしいているというのは、それが転用されることを非常に懸念しているということが火薬類取締法の中に精神としては入っているということだと考えておりますが、その一方、いわゆる爆発する物質、物質自身として爆発するものは、非常に多種多様なものが考えられまして、実際工業的に使われている火薬類より爆発力が強いものも少なくはないというのは、専門知識のある方であればご存じということかと思っておりますので、そういった

ものに関しまして火薬類取締法の中で対応していくかどうかということに関しましては、火薬類取締法の根幹にかかわることですので、治安を担当しております部局のほうとも相談しながら、まずは行政サイドの話として考えていくべき話ではないかと考えている次第でございます。

以上でございます。

○新井座長　よろしいですか。他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見いただきましたので、次のテーマをお願いいたします。

○事務局（吉野監理官）　資料1、パワーポイントの10ページをお開きいただければと存じます。本日3つ目のテーマでございまして、軽微変更の範囲というものでございます。

本日のテーマの1番目で、技術基準の性能規定化・見直しということをご議論いただいたところでございますが、これは特に製造の部分に関しましては、いわゆる施設、設備、そして、そこにあるさまざまな機械類といったようなものに関する技術基準ということに相なるわけでございますので、そのような施設、建屋でございますとか設備、機械類というのは当然故障もすれば入れかえもあるということで、当初設計したのから徐々に変わっていくことがございます。そのような変更があったときの対応でございますけれども、10ページに軽微変更の見直しの考え方とございますが、製造施設、火薬庫の位置、構造、設備の変更の工事に関しましても、基本的には全て許可を受け、工事終了後には完成検査を受けることを火薬類取締法は求めているという形になっております。

ただしというところでございますが、技術基準に抵触する工事であっても、先ほど佐久間委員のお話にもございましたが、照明設備とか暖房設備といった既製品などで非常に明確になっているものとりかえといったような一部の限定された工事に関しましては、軽微変更な工事として事後届け出でいいという形で、限定的に列挙されているというところでございます。

そちらの列挙の内容といたしましては、本日の参考資料4の裏面に記載しているところでございます。規則第8条のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、暖房設備、照明設備、こういったものの型番が一致しているようなものであれば、軽微変更として事後届け出でいいというような形で、非常に厳しく運用されているものでございます。

パワーポイントの10ページ目の一番最後のポツでございまして、そのようなこれまで軽微変更を認めてきた工事に加えて、技術基準に抵触する変更であっても、現在適用されている技術基準への適合方法や手段が変更されない場合、かつ、火薬類の停滞量や発火、

爆発の危険性に変化がないと考えられる場合は、事後の届け出でもいいのではないかとこの考え方があろうかと考えているところでございます。

その一方で、この施設、設備の範囲は非常に膨大でございます、またその変更も多種多様ということで、性能規定的にこれを規定するのは容易ではないと考えている次第でございます。したがって、次の11ページ目でございますが、軽微変更の対象の見直しの進め方ということで、事務局としての考え方でございます。火薬工業会でございますか、その他火工品を取り扱っている工業会や保安団体を通じまして、先ほど申しました技術基準への適合方法に変更がなく、停滞量や危険性等に変化がないと考え得る変更の工事を具体的にご提案いただきたいと考えているところでございます。それらを私ども事務局でチェックいたしまして、現在、参考資料4でお示したような軽微変更の対象となっている工事内容を基本的に追加していくという方向で、このワーキンググループのほうにお諮りしたいと考えているところでございます。

そのようなものが集積されていった暁には、そういったものを類型化しまして、性能規定化していくということも考え得るかと思いますが、非常に多種多様でございますので、まずは事例をたくさん収集して、その収集された事例でワーキングの皆様にお諮りして、軽微な変更内容であると判断できるものに関しましては、事業者の方々の負担軽減ということで省令改正の対応を進めていきたい。そのようなプロセスを必要に応じて今後も繰り返し継続していきたいと考えているものでございます。

事務局からのご説明は以上でございます。

○新井座長　それでは、本テーマにつきましてご意見をお願いいたします。はい。

○飯田委員　意見ですけれども、今、我々と火取法をスマート化しようと考えているときに、こういう規則の中に列挙をどんどん増やしていくというのは、何か考え方がそぐわないような気がしました。ですから、やはり、安全性が問題ないものは軽微な変更にするという性能規定化、性能規定化になっているかどうか分かりませんが、その例示基準をどんどん増やしていくという考え方のほうが、今、我々が取り組んでいる課題に関していえば、いいような気がちょっとしました。意見です。

○事務局（吉野監理官）　ありがとうございます。

○新井座長　他にはいかがでしょうか。どうぞ。

○狩山委員　たびたび申しわけありません。1点だけ。

軽微変更が増えていくと、手続きの中で、やはり窓口で届けか許可かということがだん

だんと分からなくなってくる場面もあろうかと思うのです。届けのつもりで何かやってしまった後で、やはり許可だった、違反だねということが発生しないために、これは法令に組み込むというのではなくて、通達、あるいは運用規程のようなものでいいと思うのですが、こういうことをやるよ、ここの部分をこう変更して、性能はこのように変わらない、それを事前相談的な制度もあってもいいのではないかと思います。

○事務局（吉野監理官）　ありがとうございます。例示基準という考え方もあろうかと存じますが、まさに今、お二方の委員からいただいたところは、私どもも非常に悩ましいと考えておまして、例示基準だけですと、その例示に当てはまらないものはどうなるのだと。そうすると、やはりもう1つ判断基準をつくらないと、現場でグレーゾーンの判断のときに非常に困ることになろうと考えております。その一方、特に軽微変更の場合、対象が非常に多種多様でございますので、判断基準をつくり得るかどうかというところが私どもは今、非常に悩んでいるというところでございます。

○新井座長　どうぞ。

○佐久間委員　メーカーにとっても非常に悩ましいところがあるのです。今、狩山委員がおっしゃったように、軽微変更なのか、それとも変更の許可なのか、グレーゾーンがあるのです。そういった場合、多分メーカーさんがやっておられるのは、事前に経産省、もしくは産業保安監督部の担当の方に、実はこういうことをやりたいのだけれども、軽微変更なのか、変更の許可申請なのか、私どもは軽微変更だと思いますがという問い合わせをされていると思うのです。その場合、担当の行政の方が保安監督部によって、例えば、同じことに対してこれは変更だ、いや、これは事後でいいよとなると、業界は非常に混乱しますので、いろいろ多種多様な中身がありますので、何らかのよりどころというのか、特に行政、あるいはメーカー、もしくは火薬の消費者に対して、そういう例示というのかどうか分かりませんが、何かそういった大もとのところが要るような気がするのです。これはあくまでもそう思っているということでご理解ください。

○事務局（吉野監理官）　ありがとうございます。当然、判断の統一性とか、また事例をいかに集積していくかということを引き続き工夫してまいりたいと思います。

○新井座長　他にはいかがでしょうか。

それでしたら、1つ、2つ戻っていただいて全体を通してでも結構ですけれども、何かご意見等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○佐久間委員　話がまた戻って申しわけないのですが、8ページのほうなのですけれど

も、2つ目のポツの、指定の追加・変更すべきものはないかという文章がございます。先ほど飯田委員から軽微変更について、いろいろな例示を加えると非常にボリュームが大きくなって、逆行するのではなかろうかというお話もございましたが、この8ページに書いてある指定の追加・変更すべきものについては、例えばそういうのがヒアリング等、あるいは過去の事例等で、先ほどRDXの話とか溶剤中のいわゆる爆薬であるとか、新しい火薬類の製造許可であるとか、例示がされましたけれども、そういったものを規則の改正という中で追加という形で今後ずっと増やしていられるのか。追加・変更と書いてありますので、そういうお考えなのか、先ほど軽微な変更にどんどん加えていったら重たくなるよねということで、ここもある形でばさっと切って、別途、法にどうかかるか分かりませんが、それはちゃんとある手段をもってやりなさいよということになるのかどうか、そこあたりのお考えはどうなのでしょう。

○事務局（吉野監理官） 8ページの火薬・爆薬の追加指定のところでございますので、ここは軽微変更とまた違って、そもそも火薬類取締法で対象となるか否かという極めて基本的なところでございますので、例示基準といったような法令の外という内規的なものではなく、あくまで省令の中できちんとお願いすべきことはお願いさせていただくというものでないかと考えているところでございます。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○新井座長 どうぞ。

○松尾委員 ①の製造の技術基準の見直し・性能規定化のところで、考え方としては、時代に合っていない基準を廃止、統合ということだったのですけれども、逆に、今日の時代になったことによって必要となり、プラスすべきことのご検討はなされたのでしょうか。

○事務局（吉野監理官） すみません。十分そのことを記載してございませんが、これまで規制を付加しなければいけないというものは、そこはさすがに対応してきているのではないかと考えているところでございますけれども、もしそのような規制の技術基準として不足しているということがあれば、私どもこの中でしっかり対応していきたいと考えておりますし、是非ご指摘があればいただきたいと考える次第でございます。そのような視点もつけ加えて検討を進めてまいります。

○新井座長 他にいかがでしょうか。

○事務局（吉野監理官） 少し補足させていただいてよろしいでしょうか。

○新井座長 はい。

○事務局（吉野監理官） 冒頭、少し説明を急ぎまして、もしかしたら十分説明をし尽くせなかったかとも思いまして、若干補足で資料2-1に関しましてご説明させていただければと存じます。

こちらは、今後、私ども事務局及び業界や研究者、有識者の方々とご相談して、この空白を埋めていきたいと考えているものでございまして、特に2ページ目以降はほとんどが空白という形で、このような場に出すに当たり大変恐縮でございますけれども、1ページ目のところは、私どもの知見の許す範囲で書かせていただいているものでございます。

その中で、例えばでございますけれども、1ページ目、4条第1項関係の第3号と称しているもの、危険区域の境界柵が森林内に設けられた場合の幅2メートルの防火用空地で、これはずっと木を切り倒して下草も全部刈ってしまってくださいというようなことで、火災の延焼を防ぐためにそのような空地を設けることをお願いしているものでございます。その結果として、目的の種類としては、間接的な発火・爆発防止策のところマルをつけているところでございます。

その技術基準の廃止の検証結果とその理由といたしましては、危険区域への外部火災の延焼を防止する措置は、危険区域に停滞する火薬類の発火防止に必要であり、存続すべきではないかということでここに記載させていただくとともに、その右の技術基準の対象の検証結果とその理由に関しましては、火薬類が停滞している施設の構造、停滞している火薬類の種類によっては、外部火災の防止が必要ではない場合、たとえ火災が及んだ場合であっても、その中で保管されている火薬類の安全性が保たれる、ないしはそれが燃焼したとしても外部に悪影響を及ぼさない、いわゆる実包火薬庫みたいな場合がございます。そのような場合は、火災による発火・爆発のおそれがある施設ということで、そういった実包火薬庫などは除外することは可能なのではないかとといったような趣旨で、そこに限定すべきではないかということを書かせていただいているものでございます。

また、当該目的を達成するための手段（技術）の検証とその理由といたしまして、危険区域内に火災が延焼することで火災延焼防止措置は放水設備なども考えられ、空地に限らないのではないかと。このため、空地だけでなく防火設備の設置であっても、延焼防止措置として読み得るような見直しが必要なのではないかといったようなことを、ここで私どもとしては考えているものでございますので、このようなことで、今後、工業会や有識者の皆様方とご議論を進めていきたいと考えているところでございます。

また、例えば次の一段下の危険工室の保安距離、これは最も基本的な技術基準、規制で

ございますが、危険工室の保安距離の目的といたしましては、製造所外部に対する対策と  
いったような側面が一番強いものと考えているものでございます。

目的といたしましては、発火・爆発時の被害の低減というものでございます。

廃止の検証結果とその理由といたしましては、危険工室に停滞する火薬類が発火・爆発  
した場合に、製造所外施設の被害防止に必要であり、基本的には存続すべきではないかと  
いうようなことで考えております。

その一方で、技術基準の対象の検証結果とその理由といたしましては、危険工室に停滞  
する火薬類、その種類なり量でございますが、発火・爆発した場合に、その爆発の影響が  
例えば危険工室内におさまる場合においては、保安距離ということでの技術基準は適用し  
なくてもよい場合があるのではないかと考えているものでございます。

また、当該目的を達成するための手段、まさにその危険工室内におさまるといのはど  
ういうことかといったこととも関係いたしますが、爆発の影響の低減策といたしましては、  
工室の地中化や爆風の方向性の付与といったような方策があるかと考えておまして、  
少量の火薬類の爆発影響の低減策といたしましては、工室の構造を頑丈にする、丈夫にす  
るといったような方策もあるのではないかとすることを1つの考え方として私どもここで今  
検討しているものでございます。

また、号でいいますと、例えば6号でございますが、爆発工室の構造。今、基本的には  
別棟化、ないしは放爆構造にするといった両方を求めているものでございます。これの目  
的といたしましては、製造所内部の従業員及び外部の住民の方々への被害低減策といた  
ようなこと。また、ある程度延焼の防止といったこともありますので、間接的な防止策の  
ところも三角をつけていると。それで目的として当初定められた基準ではないかと考えて  
いるものでございます。

これなどに関しましても、そこで製造される火薬類の種類、量などに応じて、より柔軟、  
ないしは区分を細かくして考えていくことが可能ではないか。その一方で、当然、一定の  
量、種類がある場合には、やはり従来同様の規制が必要なのではないかとということで、廃  
止の理由のところでございますとか、対象の検証結果といったようなことで書かせていた  
だっているものでございます。

その一方、まだこの表の作業がなかなか追いついていない部分があるわけでございます  
が、逆に非常に陳腐化しているものとしていたしましては、前回などもご紹介させていただきました  
ましたが、工室を見回るときの、要は携帯電灯といったような言い方で懐中電灯を指定し

ているところがございますけれども、現在は懐中電灯が広く普及して、ランプで見回るようなことはないといった、不要となっているようなものがあるのではないかと考えている次第でございます。

このような、特に保安距離とか別棟化、ないしは工室の構造との兼ね合いといったような考え方で、こういった保安距離の技術基準を考えていくといったような考え方に関しまして、専門の皆様方からのご意見があれば是非いただきたいと考えている次第でございます。また、このようなものに関しましては、今後、工業会などにも広く呼びかけてまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○新井座長　　ただいまのご説明につきましてご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでしたら、事務局におかれましては、本日のフリーディスカッションの内容を踏まえて、火薬類の技術基準等の見直しについて、進めていただければと思います。

それでは、これで議題1を終了させていただきます。

続きまして、議題2、その他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（吉野監理官）　　その他は特にございません。

次回の予定でございますが、皆様方に既にご調整をお願いしているところがございますが、5月27日水曜日の午前10時から開催を予定しておりますので、ご参集のほうをまたよろしく願いいたします。

では、最後でございますが、審議官の三木より一言申し上げさせていただきます。

○三木大臣官房審議官　　本日、活発なご議論をいただきまして、ありがとうございます。今日が議論の実質的なキックオフだと思っております。3月4日に第1回の合同ワーキングを開かせていただいて議論させていただきましたけれども、その後、3月18日に火薬小委員会で議論いただき、それから産業保安全体では3月23日に産業保安分科会で、産業保安規制の全体のスマート化ということで方向性についてご了承いただきました。いよいよそれぞれ各テーマ、各法律ごとに個別の議論に入っていくということで、今回、実質第1回目の議論だと思っております。

事務局からご用意させていただいた資料は、まだ生煮えの部分が多くございまして、むしろ議論いただくためのたたき台ということでございます。本日のご意見も含めて、ある

いは今後、各委員、業界団体の方々とも意見交換をさせていただいて、よりよい制度にしていきたいと思っております。

特に火薬に関しては、技術進歩が非常に進んでいる中で、この技術基準等の手当てが比較的遅れてきた分野であろうと思えますし、やるべきことは多々あるということでございます。こういう火工品を含めた火薬をめぐるさまざまな状況変化、技術進歩に見合う体系にしていくことが大前提でございますし、本日のご意見もいろいろございました。やはりしっかり運用できるように、現場でグレーゾーンだったりとか判断に迷うようなことがなるべくないように、分かりやすい体系にしていく。これは実際に現場で実務を担っていただく県、政令市や自治体の方々等々も含めまして、運用しやすいようにしていきたいと思っております。

それから、幅広く議論をしたいということでございまして、聖域なきという言い方をよくされますけれども、テーブル、俎上には全部のせようと。いろいろなところ、各項目についてご議論をいただきたいということで、なるべく広く今日も資料を出させていただきました。それぞれの各項目が実は重要で、一個一個の項目が非常に重要だと思っておりますので、是非それぞれについてしっかりとご議論いただいて、いいものにしていきたいと思っております。

一方で、余り風呂敷を広げ過ぎて、本当にできるのかと。これは親委員会の火薬小委員会でも、過去何度か性能規定化にトライしているけれども、挫折してきたこともあるのではないかなというような厳しいご指摘もございまして、幅広く議論をしつつ、できるところからやれるところはやっていこうということでございます。ボトルネックになっているところを少しでも早く解消できれば、現場がより進みやすくなるということでございますし、そういう観点でやれるところからやれるものをしっかりどんどんやっていくということで、見直しを進めてまいりたいと思っております。

これからしばらく続きますけれども、どうか、アドバイス、ご意見、ご助言をいただければと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○新井座長　それでは、これをもちまして本日の産業火薬保安ワーキンググループ及び煙火保安ワーキンググループの第2回合同ワーキンググループを閉会とさせていただきます。本日はお忙しいところ熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

——了——